

石川県公報

令和5年5月26日（金曜日）

号 外

（第 38 号）

目 次

土木部（水道用水供給事業）		人事委員会	
○石川県企業職員の給与に関する規程の一部改正	1	○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	1
		○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	10

土木部（水道用水供給事業）

石川県企業管理規程第4号

石川県企業職員の給与に関する規程（昭和42年石川県電気事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

令和5年5月26日

石川県知事 馳 浩

第2条の2第1項の表本庁の項中

技師				を
技師			担当課長	に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行し、この規程による改正後の石川県企業職員の給与に関する規程は、令和5年4月1日から適用する。

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年五月二十六日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第八号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則（昭和三十一年石川県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二イの表を次のように改める。

イ 行政職給料表等級別基準職務分類表

組織	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
知事 の事 務部 局	本庁			主任主計員 主任企画員	室次長 課長補佐 政策調整員 主任主計員 主任企画員 船長 機関長	課長 担当課長 室長 室次長	企画振興部課長 課参事 所長 室長 室次長	危機管理監室次長 新幹線・交通対策 監 産業振興戦略監 出納室長 室長	部次長	知事室長 危機管理監 参事 技監 少子化対策監
	自治研修センター					主任教授	次長			
東京事務所					係長	課長	次長			
県税事務所					担当課長 主幹 係長	次長 課長 担当課長	所長 次長			
県総合事務所					担当課長 係長	部次長 課長 担当課長	部長 部次長			所長
消防学校							校長 教頭			
美術館						担当課長				
歴史博物館						課長 担当課長				
図書館				課長 司書主査 司書主任	司書専門員	課長 担当課長				
白山ろく民俗資料館 能楽堂					副館長					
石川四高記念文化交 流館						副館長 課長				
女性センター										
保健福祉センター					課長	次長 部次長 課長	館長 次長 部長 部次長			

労働委員会事務局	主任 主事 技師	係長 主任	課長補佐 隊長補佐 係長	担当課長 管理官 調査官 隊長補佐 会計官 課長	次長 課長 首席管理官	局長 統括参事官 参事官	首席参事官
警察 本部	主事 技師	係長 主任	課長補佐 隊長補佐 係長	管理官 調査官 隊長補佐 会計官 課長	課長 首席管理官		
警察署	主事 技師	係長 主任	課長 係長	会計官 課長	副署長 会計官		
警察学校		係長	係長	事務長			
教育 委員会			課長補佐 主任指導主事 主任社会教育主事 管理主事 指導主事	室次長 主任指導主事 主任管理主事	課長 担当課長 室次長 課参事	教育次長	教育次長
教育事務所				課長 主任管理主事	所長		
教員総合研修センター				次長 主任指導主事(師 範) 主任指導主事(師 範代) 主任指導主事	次長	塾頭	所長
生涯学習センター				担当課長	館長 副館長		
輪島漆芸技術研修所							
金沢城調査研究所			担当課長	副所長 担当課長	所長		
高等学校			事務長	事務長	事務長		
特別支援学校			事務長	事務長			
共通	主事 技師						
市町立の小学校、中学校 及び義務教育学校	主事	事務主査	事務主査	事務主査			

二 研究職給料表等級別基準職務分類表

組織	職務の級				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
知事の本庁				課長補佐 主幹	
事務部の局		学芸主任	担当課長 専門員 学芸主任	学芸主幹	
歴史博物館		学芸主任	課長		
保健福祉センター			担当課長		
リハビリテーションセンター				担当課長	
保健環境センター		専門研究員		部長 副部長 研究主幹	次長 部長
白山自然保護センター				次長	
工業試験場		研究員	主任研究員	九谷焼技術センター 一 所長 部長 担当部長 副部長 室長 研究主幹	次長
九谷焼技術研修所			課長 研究員		
農林総合研究センター			主任研究員	副場長 能登畜産センター 所長 部長 室長 研究主幹	所長 場長 次長 砂丘地農業研究センター 一 所長
水産総合センター		専門研究員		事業所長	所長

別表第二の表警察の部本部の項中「調査官」を「調査官 副隊長」に改め、同部警察署の項中「刑事官」を「生活安全刑事官」に改め、同表二の表を次のように改める。

「調査官」を「調査官 副隊長」に改め、同部警察署の項中「刑事官」を「生活安全刑事官」に改め、同表二の表を次のように改める。

医療職給料表(二)等級別基準職務分類表

組織	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
知事の事務局	本庁						課参事	課参事
	県総合事務所			専門員		課長 主幹	課長補佐 課長	部次長
	保健福祉センター					主幹	部次長 担当課長 主幹	次長
	リハビリテーションセンター			専門員	主任技師		次長 主幹 専門員	
中央病院				主査 主任専門員	主任専門員	主幹 主任専門員 主任技師 技師長	副部長 室次長 主幹 主任専門員 薬剤師長 技師長	部長 副部長 室長 室次長
	こころの病院					主幹 主任専門員	科長 担当課長	科長
家畜保健衛生所							担当課長 担当課長 能登駐在所長 主幹	次長
	共通	技師	技師					
教育委員会	共通							
	市町立の小学校、中学校及び義務教育学校				主任技師	栄養主査		

別表第七の表備考3中「第21条第3号」を「第21条第4号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第二の規定は、令和五年四月一日から適用する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年五月二十六日

石川 県 人 事 委 員 会

石川 県 人 事 委 員 会 規 則 第 九 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年石川県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「審議監」、「政策調整監」及び「地域医療対策監」を削り、「知事室次長」を「産業振興戦略監」に改め、「上席政策調整員、危機管理監付課長」及び「知事室政策調整担当課長」を削り、「知事室政策調整担当課長補佐」を「政策調整課長補佐」に改め、「次席政策調整員」を削る。

別表第二中央病院の項中「センター長」の下に「副センター長」を加え、同表工業試験場の項中「室長」の下に「企画調整担当部長」を加え、同表安原・高橋川工事事務所の項を削り、同表図書館の項中「経営管理課長」の下に「経営管理課担当課長」を加え、同表教員総合研修センターの項中「所長」の下に「塾頭」を加え、同表備考2中「施設課担当課長」の下に「県税事務所の不動産取得税課長」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、令和五年四月一日から適用する。